

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年4月2日

中之条町長 伊能 正夫

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
中之条地区（旧中之条町地区）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年3月30日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
法人 2 経営体
個人 27 経営体
4. 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はあるが、十分でない。
5. 農地中間管理機構の活用
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・高齢化による離農や規模縮小を行う農家の農地は、中心となる経営体に集積するなど、規模拡大により生産性の向上を目指し、更に生産費用のコストダウンを図る。
 - ・酪農、繁殖和牛などの畜産農家と野菜農家等による耕畜連携を目指し、堆肥利用や減化学肥料・減農薬により、環境保全型農業を推進する。
 - ・加工技術の向上と地元の原材料を使用した加工特産品の開発を推進し、野菜など農産物の直売所販売を拡大して、6次産業化に近づけ、所得の更なる向上を図る。
 - ・加工品の開発や有機栽培、特別栽培などを推進し、高付加価値をつけて有利な販売を図る。
 - ・新規就農者を受け入れ、生産技術の向上や優良農地の保全、耕作放棄地の解消を強化し、若い就農者の確保に努め、将来的に地域の中心となる経営体を育成する。